特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上関町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上関町長

公表日

令和3年6月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 送理情報	た取り扱う事務
1. 特定個人情報ファイル	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・ 1 介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	介護保険被保険者システム、伝送システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
介護保険料還付通知書台帳、	高額・療養費支給情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府·総務省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,5,6,12の3,15,19,22の2,24の2,25,25の2,30,31の2,32,33,43,43の2,44,47,49,55,55の2,59の 3条 【情報照会】46,47条
5. 評価実施機関における	
①部署	保健福祉課介護保険係
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503 0820-62-0311
8. 特定個人情報ファイル	
連絡先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503 0820-62-0311
	<u>I</u>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	13年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	i書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及7 3) 基礎項目評価書及7	ジ重点項目評価書 ジ全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目詞	平価書又は全			
2. 特定個人情報の入手(情報提供	共ネットワークシス ラ	テムを通じ	た入手を除	₹ ⟨。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	への委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	辰(委託ヤ	で情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供	共を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステム	との接続		[]接續	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[〇] 外部監	<u></u> i查	
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

<u> </u>	771				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	新様式への変更			事前	
令和3年6月15日	I -4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	田り本第19末第7号 加み第一 【情報提供】1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56 の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	甘う広第19末第7号 別収第一 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117, 120項 【情報照会】 93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】 2,3,5,6,12の3,15,19,22の2,24の 2,95,95,02,30,31,02,32,33,43,430	事前	法の改正による
令和3年6月15日	Ⅱ-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月15日	Ⅱ-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事後	